

総務省令第二十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第三百三十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第十六号中「第五十三条第七十項若しくは第七十三項又は第三百二十一条の八第六十七項若しくは第七十項」を「第五十三条第七十二項若しくは第七十五項又は第三百二十一条の八第六十九項若しくは第七十二項」に改める。

第一条の十二の二第二項及び第一条の十二の三第二項中「附記し」を「付記し」に改める。

第一条の十九（見出しを含む。）中「第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項」を「第七条の十九第九項及び第四十八条の九の二第十項」に改め、同条第二号中「第七条の十九第六項」を「第七条の十九第八項」に改め、同条第三号中「第四十八条の九の二第七項」を「第四十八条の九の二第九項」に改める。

第二条の二第四項中「及び次項」を「、次項、次条、第二条の三の三及び第二条の三の六」に改め、同項ただし書中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「第九百九十五条第四項」の下に「、第九百九十五条の二第二項」を加え、「提示した」を「提示し、又は次条第三項若しくは第四項、第二条の三の三第十項、第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項、第十項若しくは第十二項の規定により提出した」に改め、同条第五項ただし書中「次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項」を「次条第五項、第二条の三の三第十二項若しくは第十三項又は第二条の三の六第十項若しくは第十二項」に、「次条第四項」を「次条第六項」に改める。

第二条の三の見出し中「附記」を「付記」に改め、同条第一項中「第三百七条の三第二項の」の下に「確定申告書に記載された事項で」を加え、同条第二項中「附記し」を「付記し」に改め、同項第七号の

次に次の二号を加える。

七の二 道府県民税又は市町村民税の納税義務者（前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。次号、次条、第二条の三の三、第二条の三の五及び第二条の三の六において同じ。）に係る所得を有する者であつて、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）（イにおいて

「申告対象配偶者」という。）の次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び個人番号並びにその者の前年の合計所得金額（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日並びにその者の前年の合計所得金額）並びに申告者と別居している申告対象配偶者については、当該申告対象配偶者の住所並びに国外居住者である申告対象配偶者については、その旨

ロ その他参考となるべき事項

七の三 扶養親族（退職手当等に係る所得を有するものに限る。イにおいて同じ。）の次に掲げる事項

イ 氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに国外居住者である扶養親族については、その旨

ロ その他参考となるべき事項

第二条の三第二項第八号中「控除対象扶養親族」の下に「又は前号に掲げるもの」を加え、同項第九号中「その旨」の下に「並びにその他参考となるべき事項」を加え、同項第十号を削り、同条第四項中「前項第九号」を「第二項第九号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第八号」を「第二項第七号の三又は第八号」に改め、同項ただし書中「第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項」を「第二条の三の三第十二項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十一項若しくは第十二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国

外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項、第九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の第三項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4 国外居住者に係る第二項第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十条第四項、第九十一条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示

し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

第二条の三の二の見出し中「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二条の三の四第一号」を「第二条の三の四第一項第一号」に、「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に改め、同条第二項中「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に、「又は国外扶養親族証明書類」を「又は次条第十三項の規定により提出される書類」に、「当該国外扶養親族証明書類」を「これらの書類」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

一 法第四十五条の三の二第一項第二号及び第三百十七条の三の二第一項第二号に規定する自己と生計

を一にする配偶者（以下この号、次条及び第二条の三の六において「申告対象配偶者」という。）の  
氏名 退職手当等に係る所得を有する申告対象配偶者の氏名

二 扶養親族の氏名 控除対象扶養親族（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）以外の扶養親  
族の氏名

第二条の三の二第四項中「第二条の三の四第二号」を「第二条の三の四第一項第二号」に、「給与所得  
者の扶養親族異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等異動申告書」に改める。

第二条の三の三の見出し中「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に改  
め、同条第一項中「第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の二第一項第三号」を「第四  
十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二第一項第四号」に改め、同項第一号中「給与所得  
者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に、「次号」を「第三号」に改め、同項第三  
号を同項第四号とし、同項第二号中「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有し  
ない者」を、「除く。」の下に「以下この号、」を加え、「控除対象外国扶養親族」を「国外居住者で  
ある扶養親族」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 申告対象配偶者（退職手当等に係る所得を有するものに限る。以下この号、第三項及び第四項において同じ。）の住所及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及びその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である申告対象配偶者である場合には、その旨

第二条の三の三第二項第一号中「給与所得者の扶養親族異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等異動申告書」に改め、同条第三項中「給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書」に、「給与所得者の扶養親族申告書等」を「当該給与所得者の扶養親族等申告書等」に改め、「記載されるべき」の下に「申告対象配偶者、」を加え、「給与所得者の扶養親族申告書等には」を「給与所得者の扶養親族等申告書等には」に改め、「が当該帳簿に記載されている」の下に「申告対象配偶者、」を加え、同項第一号中「給与所得者の扶養親族申告書等」を「給与所得者の扶養親族等申告書等」に改め、同項第二号中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同条第四項第一号中「規定する」の下に「申



告対象配偶者、」を加え、同条第五項及び第六項中「給与所得者の扶養親族申告書等」を「給与所得者の扶養親族等申告書等」に改め、同条第九項中「給与所得者の扶養親族申告書及び給与所得者の扶養親族異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書及び給与所得者の扶養親族等異動申告書」に改め、同条第十一項中「前項」を「前三項」に、「国外扶養親族証明書類」を「書類」に、「同項の給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書」を「これらの規定の給与所得者の扶養親族等申告書等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書等」に、「これらの」を「当該」に改め、同項ただし書中「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に、「第二条の三第三項」を「第二条の三第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税

及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

11 国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書を提出した者が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二百七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しな

なければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項若しくは第九十五条第四項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

第二条の三の四の見出し及び同条第一項第一号中「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に改め、同項第二号中「給与所得者の扶養親族異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等異動申告書」に改める。

第二条の三の五の見出し及び同条第一項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同条第二項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に、「国外扶養親族証明書類（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）」を「次条第十二項の規定により提出された書類」に、「当該国外扶養親族証明書類」を「これら

の書類」に改め、同条第三項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、「控除対象扶養親族」の下に「（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）」を加える。

第二条の三の六の見出し中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」を「第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号」に改め、同項第一号中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に、「次号」を「第三号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を、「を除く。」の下に「以下この号及び」を加え、「控除対象外国外扶養親族」を「国外居住者である扶養親族」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者（法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する特定配偶者をいう。以下この号、次項及び第三項において同じ。）の住所及び個人番号並びにその合計所得金額

の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及びその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定配偶者である場合には、その旨

第二条の三の六第二項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、「記載されるべき」及び「が当該帳簿に記載されている」の下に「特定配偶者、」を加え、同条第三項中「事項」の下に「（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）」を加え、同条第四項から第六項までの規定中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同条第七項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる」の下に「事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）」を加え、「と、」を「事項」と、に改め、同条第八項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同条第十項中「前項」を「前三項」に、「国外扶養親族証明書類（」を「書類（所得税法施行規則第四十七条の二第六項、第八項及び第九項に規定する書類並びに」に、「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に、「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同項を同条第十二項と

し、同条第九項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同項ただし書中「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に、「第二条の三第三項」を「第二条の三第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、

又は第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

10 国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百二条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るも



のについては、この限りでない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲

げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る次に掲

げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

第二条の三の七（見出しを含む。）中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改める。

第二条の六及び第三条第三項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第三条の二第二項第四号中「第五項第一号及び第六項第二号」を「以下この条」に改め、同条第五項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同項第一号中「次項第二号」を「以下この条」に、「第十条の二の六第五項第一号及び第六項第二号」を「以下この条及び第十条の二の六」に改め、同条第六項中「第五十三条第四十一項の規定により」を「第五十三条第四十二項の規定により」に、「された同項に規定する」を「された」に改め、同項第一号中「第五十三条第四十一項の規定による」を「第五十三条第四十二項の規定による」に改め、「（同項に規定する過去適用事業年度をいう。次号において同じ。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除不足額相当額（法第五十三条第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。次号及び次項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

二 税額控除不足額相当額に係る過去適用事業年度（法第五十三条第四十二項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）の過去当初申告税額控除額（同項に規定する過去当初申告税額控除額をいう。第八項第二号において同じ。）及び税額控除額（法第五十三条第三十九項に規定する税額控除額をいう。次号及び第八項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度（法第五十三条第四十二項に規定する対象前各事業年度をいう。以下この号及び第八項第三号において同じ。）において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

第三条の二に次の二項を加える。

8 政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除超過額相当額（法第五十三条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額をいう。次号において同じ。）の加算に関する事項を記載した書類

二 税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額及び税額控除額の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき法第五十三条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

9 政令第九条の七の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 法第五十三条第四十三項の規定により加算されるべき金額に係る過去適用事業年度の外国の法人税等の額

二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額

若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

第三条の二の二第二項中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第五十七項」に改め、同項第三号中「第五十三条第五十四項」を「第五十三条第五十六項」に改める。

第三条の三の見出し及び同条第一項中「第五十三条第五十九項」を「第五十三条第六十一項」に改める。

第三条の三の二第一項中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に、「同条第六十三項」を「同条第六十五項」に改め、同条第二項中「第二十四条の三十九第七項第一号」を「第二十四条の三十九第五項第一号」に、「同条第七項第二号」を「同条第五項第二号」に改め、同条第四項中「第五十三条第六十三項ただし書」を「第五十三条第六十五項ただし書」に改め、「磁気テープ」を削り、同条第五項中「第五十三条第六十七項後段」を「第五十三条第六十九項後段」に、「同条第六十三項」を「同条第六十五項」に改め、同条第六項中「第五十三条第六十八項」を「第五十三条第七十項」に改め、同項

第三号中「第五十三条第六十七項」を「第五十三条第六十九項」に改め、同条第七項中「第五十三条第六十八項」を「第五十三条第七十項」に、「同条第六十七項」を「同条第六十九項」に改め、同条第八項中「第五十三条第七十四項に」を「第五十三条第七十六項に」に改め、同項第三号中「第五十三条第六十七項」を「第五十三条第六十九項」に改め、同項第四号中「第五十三条第七十四項」を「第五十三条第七十六項」に改める。

第三条の十四第一項中「第二条第一項第十二号」を「第二条第一項第十号に規定する送電事業（次項及び第六条の二第一項において「送電事業」という。）、「同法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業（次項において「配電事業」という。）、「同条第一項第十二号」に、「及び次項」を、「同条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（次項において「特定卸供給事業」という。）並びに次項及び第六条の二第一項」に改め、同条第二項中「及び特定送配電事業」を、「送電事業、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業」に改める。

第四条の七第三号中「掲げる法人」の下に「及び同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第五条第三項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第五条の二第二項中「第二十四条の三十九第七項第一号」を「第二十四条の三十九第五項第一号」に、「同条第七項第二号」を「同条第五項第二号」に改め、同条第四項中「磁気テープ」を削る。

第六条の二第一項中「同項第十号に規定する」を削る。

第九条の二十二第二項中「第二十四条の三十九第七項第一号」を「第二十四条の三十九第五項第一号」に、「第二十四条の三十九第七項第二号」を「第二十四条の三十九第五項第一号」に改める。

第十条第七項中「磁気テープ」を削り、同条第十項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第十条の二第三項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第十条の二の六第二項第四号中「第五項第一号及び第六項第二号」を「以下この条」に改め、同条第五項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第六項中「第三百二十一条の八第四十一項の規定により」を「第三百二十一条の八第四十二項の規定により」に、「された同項に規定する」を「された」に改め、同項第一号中「第三百二十一条の八第四十一項の規定による」を「第三百二十一条の八第四十二項の規定による」に改め、「（同項に規定する過去適用事業年度をいう。次号において同じ。）」を削り、同

項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 政令第四十八条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除不足額相当額（法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。次号及び次項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

二 税額控除不足額相当額に係る過去適用事業年度（法第三百二十一条の八第四十二項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）の過去当初申告税額控除額（同項に規定する過去当初申告税額控除額をいう。第八項第二号において同じ。）及び税額控除額（法第三百二十一条の八第三十九項に規定する税額控除額をいう。次号及び第八項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度（法第三百二十一条の八第四十二項に規定する対象前各事業年度をいう。以下この号及び第八項第三号において同じ。）において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第



四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

第十条の二の六に次の二項を加える。

8 政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税額控除超過額相当額（法第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額をいう。次号において同じ。）の加算に関する事項を記載した書類

二 税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額及び税額控除額の控除に関する事項を記載した書類

三 対象前各事業年度において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき法第三百二十一条の八第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

9 政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 法第三百二十一条の八第四十三項の規定により加算されるべき金額に係る過去適用事業年度の外国

の法人税等の額

二 前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

第十条の二の七第二項中「第三百二十一条の八第五十五項」を「第三百二十一条の八第五十七項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の八第五十四項」を「第三百二十一条の八第五十六項」に改める。

第十条の二の八第一項中「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に、「同条第六十項」を「同条第六十二項」に改め、同条第二項中「第二十四条の三十九第七項第一号」を「第二十四条の三十九第五項第一号」に、「同条第七項第二号」を「同条第五項第二号」に改め、同条第四項中「第三百二十一条の八第六十項ただし書」を「第三百二十一条の八第六十二項ただし書」に改め、「磁気テープ」を削り、同条第五項中「第三百二十一条の八第六十四項後段」を「第三百二十一条の八第六十六項後段」に、「同条第六十項」を「同条第六十二項」に改め、同条第六項中「第三百二十一条の

八第六十五項」を「第三百二十一条の八第六十七項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の八第六十四項」を「第三百二十一条の八第六十六項」に改め、同条第七項中「第三百二十一条の八第六十五項」を「第三百二十一条の八第六十七項」に、「同条第六十四項」を「同条第六十六項」に改め、同条第八項中「第三百二十一条の八第七十一項」を「第三百二十一条の八第七十三項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の八第六十四項」を「第三百二十一条の八第六十六項」に改め、同項第四号中「第三百二十一条の八第七十一項」を「第三百二十一条の八第七十三項」に改める。

第十条の七の三第十項中「医療型発達支援」を「医療型児童発達支援」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十五条の五の二の次に次の二条を加える。

(法第三百八十二条第一項の総務省令で定める事項)

第十五条の五の三 法第三百八十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 土地の表示に関する登記をした場合 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一

項の地図若しくは同条第四項の地図に準ずる図面又は不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第二号に規定する土地所在図若しくは同条第三号に規定する地積測量図

二 建物の表示に関する登記をした場合 不動産登記令第二条第五号に規定する建物図面又は同条第六号に規定する各階平面図

（法第三百八十二条の二第一項ただし書及び第三百八十二条の三ただし書の総務省令で定める措置）

第十五条の五の四 法第三百八十二条の二第一項ただし書及び第三百八十二条の三ただし書に規定する総務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

一 住所の削除

二 住所に代わるものとして市町村長が相当と認める事項の記載

三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が相当と認める措置

第十六条の四の四第一項中「第四百八十五条の十三第一項」を「法第四百八十五条の十三第一項」に改める。

第十六条の二十二第一項第二号イ中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

第二十四条の三十九の見出しを「(書面等地方税関係申告等及び書面等以外地方税関係申告等)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に、 「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に改め、「を書面等」の下に「(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。次条において同じ。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第四項」を「第二項」に、「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第二十四条の四十第一項中「地方税関係法令」の下に「(法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。)」を加え、同項第三号中「第五十三条第六十項及び第六十一項」を「第五十三条第六十二項及び第六十三項」に改め、同条第三項中「行政機関の長」の下に「(法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

第二十四条の四十一を次のように改める。

(政令第五十七条の五第一項の特定徴収金の納付又は納入に関する事項)

第二十四条の四十一 政令第五十七条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる地方団体の徴収金に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

一 第二十四条の四十三第一項第一号に規定する方法により納付し、又は納入する地方団体の徴収金  
同号に規定する符号

二 第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する地方団体の徴収金  
同号柱書に規定する符号

第二十四条の四十二第一項第一号中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改め、「名称」の下に「(次条第一項第一号に規定する方法により納付し、又は納入する場合に限る。)」を加え、同項第三号中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改め、「という。)」の下に「又は特定徴収金の納付若しくは納入の委託を受けた法第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者(以下「機構指定納付受託者」という。)」を加え、「収納を行った

者」を「これらの者」に改め、同項第五号中「前条」の下に「第一号又は第二号」を加える。

第二十四条の四十三の見出し中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第七百四十七条の六第二項に規定する総務省令で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

一 機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手續に利用することができる入力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類に記載すべきこととされている事項を機構の使用に係る電子計算機に送信した上で、機構から得た個々の納付又は納入を識別するために当該事項に基づき機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入する方法

二 地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類であつて次に掲げる符号が記載されているもの又は次に掲げる符号を用いて納付し、又は納入する方法

イ ロに掲げる符号を電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信するための符号

ロ 個々の納付又は納入を識別するために地方団体が割り当てる符号

第二十四条の四十三第二項中「の方法」を「各号に掲げる方法のいずれか」に改める。

第二十四条の四十四（見出しを含む。）中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改める。

第二十四条の四十五（見出しを含む。）中「第五十七条の五の三第三項」を「第五十七条の五の二第三項」に改め、同条の次に次の九条を加える。

（機構指定納付受託者に対する通知）

第二十四条の四十六 法第七百四十七条の七に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一 地方団体の徴収金の納付若しくは納入に関する書類に記載すべきこととされている事項又は記載されている事項その他の当該徴収金を特定するために必要な事項（第二十四条の四十三第一項第一号又は第二号柱書に規定する符号を含む。）

二 次に掲げるいずれかの事項



イ クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に  
関し必要な事項

ロ 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法（イに規定する方法を除く。）による決済に関し必要な事項

（機構指定納付受託者の指定の手続）

第二十四条の四十七 法第七百四十七条の八第一項の規定による機構の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他機構が必要と認める事項を記載した申出書を機構に提出しなければならぬ。

2 機構は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

（納付又は納入の受託の手続）

第二十四条の四十八 機構指定納付受託者は、法第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、当該特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者

に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

2 前項の機構指定納付受託者は、同項に規定する委託を受けた特定徴収金に係る第二十四条の四十六第一号に掲げる事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存するものとする。

（機構指定納付受託者の指定に係る通知事項等）

第二十四条の四十九 法第七百四十七条の八第二項に規定する総務省令で定める事項は、機構が同条第一項の規定による指定をした日とする。

（機構指定納付受託者の名称等の変更の届出）

第二十四条の五十 機構指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、法第七百四十七条の八第三項の規定により機構が定める日までに、その旨を記載した届出書を機構に提出しなければならない。

（機構指定納付受託者の報告）

第二十四条の五十一 機構指定納付受託者は、法第七百四十七条の十第二項の規定により、次に掲げる事項を機構に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において法第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

二 前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

イ 第二十四条の四十六第一号に掲げる事項

ロ 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者から法第七百四十七条の七の規定により委託を受けた年月日

(機構指定納付受託者が受けた委託に関する事項の地方団体への通知)

第二十四条の五十二 機構は、法第七百四十七条の十第三項の規定により、前条各号に掲げる事項及び同条の報告を行つた機構指定納付受託者の名称その他の当該者を識別するための事項を同項に規定する地方団体に通知しなければならない。

(機構指定納付受託者に対する報告の徴求)

第二十四条の五十三 機構は、機構指定納付受託者に対し、法第七百四十七条の十一第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(機構指定納付受託者の指定取消の通知)

第二十四条の五十四 機構は、法第七百四十七条の十二第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

第二十五条第五項第二号ロ中「一般財団法人日本データ通信協会」を「総務大臣」に、「業務に」を「時刻認証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）」に改める。

第三十一条第一項第一号中「自動車取得税」を削る。

第三十一条の五第三号中「第七百四十七条の五の二第一項」を「第七百四十七条の六第一項」に改め、同条第四号中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 法第七百四十七条の八第一項の規定に基づき行っている機構指定納付受託者の指定に関する記録

第三十一条の六第三号中「第七百四十七条の五の二第一項」を「第七百四十七条の六第一項」に改め、同条第四号中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 法第七百四十七条の八第一項の規定に基づき行っている機構指定納付受託者の指定に関する記録  
第三十三条の次に次の四条を加える。

(電子文書法に基づく電磁的記録による保存)

第三十四条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存（電子文書法第二条第五号に規定する保存をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、法第七百四十七条の十第一項の規定に基づく書面（電子文書法第二条第三号に規定する書面をいう。次条から第三十七条までにおいて同じ。）の保存とする。

第三十五条 民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。）が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に

代えて当該書面に係る電磁的記録（電子文書法第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。）の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成（電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。次条及び第三十七条において同じ。）された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次号及び第三十七条において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(電子文書法に基づく電磁的記録による作成)

第三十六条 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第七百四十七条の十一第一項の規定に基づく書面の作成とする。

第三十七条 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

附則第一条の四を削る。

附則第二条の九第一項中「賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）」を「同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十一項に規定する配電事業者が

同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の八第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭」に改め、同条第二項中「廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）」を「同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十一項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十一第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭」に改め、同条第三項中「第四十五条の二十一の三第一項」を「第四十五条の二十一の九第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法附則第九条第二十一項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十第一項及び第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた電気事業法第二十一条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。



附則第三条の二の二第一項中「及び第七項から第九項まで」を「第六項及び第七項」に改める。

附則第三条の二の十七第一項中「当該家屋の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際」を「道府県知事」に改める。

附則第三条の二の十九を削る。

附則第三条の二の二十の見出し中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第一項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に、「当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際」を「道府県知事」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十三項第一号」を「附則第七条第二十二項第一号」に改め、同条を附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の二十一の見出し中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同条中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に、「第八条第一項第七号」を「第十八条第一項第六号」に改め、同条を附則第三条の二の二十とし、同条の次に次の一条を加える。

(政令附則第七条第二十四項第二号の施設)

第三条の二の二十一 政令附則第七条第二十四項第二号に規定する総務省令で定めるものは、宿泊施設、  
駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

附則第四条第一項第一号中「附則第十条第十九項」を「附則第十条第十七項」に改め、同条第三項中  
「第六十四項及び第六十五項」を「第六十三項及び第六十四項」に改め、同条第四項各号中「農用地利用  
集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第六項中「第四十条の六第六十七項第二号」を  
「第四十条の六第六十六項第二号」に改め、同条第十項及び第十一項中「附則第十条第十六項」を「附則  
第十条第十四項」に改め、同条第十二項中「附則第十条第十八項」を「附則第十条第十六項」に改め、同  
条第十四項中「附則第十条第二十項」を「附則第十条第十八項」に改め、同条第十五項中「附則第十条第  
二十三項」を「附則第十条第二十一項」に改める。

附則第六条第十項及び第十一項を削り、同条第九項の表第二号中「搬出能力」を「貯蔵槽ごとに搬出す  
る貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、かつ、搬出能力」に改め、同項を同条第十一項と  
し、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項に次の一号を加  
える。

六 次に掲げるもののいずれかを有するものであること。

イ 無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であつて、日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものをいう。）

ロ 自動化保管装置（貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であつて、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。）

ハ 高度荷さばき装置（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであつて貨物の荷さばきを行うもの又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であつて貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。）

ニ 自動検品システム（スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。）

附則第六条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 政令附則第十一条第二項第一号ホ(2)に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、荷揚げ能力が毎時三百トン以上である装置とする。

5 政令附則第十一条第二項第一号ホ(3)に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有する装置とする。

附則第六条第十二項を削り、同条第十三項中「除く。」の下に「で、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）附則別表の中欄に掲げる業種、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）附則別表の中欄に掲げる業種その他の区分又は排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業者が取得したもの」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十五項」に改め、「除く。」の下に「（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（熱回収又は再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）」を加え、

同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るもの」を削り、同項を同条第十四項とし、同条中第十六項を第十五項とし、第十七項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十三項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を次のように改める。

25 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める車両は、既に事業の用に供されていた車両（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継した車両のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この項において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 当該車両の最高速度が既存更新車両の最高速度を超えること。

二 当該車両の最高出力が既存更新車両の最高出力を超えること。

附則第六条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を第二十九項とし、第三十項を第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項第四号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」の下に「(昭和六十一年法律第八十八号)」を加え、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項を第三十一項とし、第三十三項を第三十二項とし、第三十四項を第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項第一号中「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」の下に「(平成元年法律第六十一号)」を加え、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項及び第三十八項を削り、同条第三十九項中「附則第十一条第十九項第二号」を「附則第十一条第十七項第二号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項中「附則第十一条第十九項第三号」を「附則第十一条第十七項第

三号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項第一号中「含む。」の下に「のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第三号において「中小事業者等」という。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等が新設したものの」を加え、同項第三号中「租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者」を「中小事業者等」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十六項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十五項」

に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十項第二号」を「附則第十一条第二十八項第二号」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第二十九項」に、「同条第三十項第一号」を「同条第二十八項第一号」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第二十七項第一号イ」を「附則第十五条第二十六項第一号イ」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第二十七項第一号イ」を「附則第十五条第二十六項第一号イ」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十七項第一号ロ」を「附則第十五条第二十六項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第二十七項第一号ハ」を「附則第十五条第二十六項第一号ハ」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十九項中「附則第十



五条第二十七項第一号二」を「附則第十五条第二十六項第一号二」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第六十項中「附則第十五条第二十七項第二号ハ」を「附則第十五条第二十六項第二号ハ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第二十七項第三号ハ」を「附則第十五条第二十六項第三号ハ」に改め、同条第六十二項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十六項中「附則第十一条第三十六項第六号」を「附則第十一条第三十四項第六号」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項の表第一号中「附則第十一条第三十五項第一号」を「附則第十一条第三十三項第一号」に改め、「一般送配電事業者」の下に「又は配電事業者」を加え、同表第二号中「附則第十一条第三十五項第二号」を「附則第十一条第三十三項第二号」に改め、同表第三号中「附則第十一条第三十五項第三号」を「附則第

十一条第三十三項第三号」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十一項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十二項から第七十四項までを削り、同条第七十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十五項」に、「第八条第一項第七号」を「第十八条第一項第六号」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第四十七項第一号」を「附則第十一条第四十三項第一号」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第八十項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第八十一項中「附則第十一

条第四十八項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項第二号中「第七号」を「第十号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第四十九項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十六項中「附則第十五条第四十六項第一号」を「附則第十五条第四十三項第一号」に改め、同項を同条第八十七項中「附則第十五条第四十六項第二号」を「附則第十五条第四十三項第二号」に改め、同項を同条第八十一項とする。

附則第七条第一項中「当該熱損失防止改修住宅の」を「当該熱損失防止改修等住宅の」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第九項第二号及び第十一项第三号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条

第十三項中「耐震対策緊急促進事業」を「建築物耐震対策緊急促進事業」に改め、同条第十五項の表政令附則第十二条第三十六項の項中「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項の項中「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附則第十二条の三第一項第一号中イを削り、ロをイとし、ハからへまでをロからホまでとし、ホの次に次のように加える。

へ テーマパーク（文化、歴史、科学その他の特定の主題に基づいて施設全体の環境を整備し、その主題に関連する遊戯施設その他の設備を設け、当該設備により客に娯楽を提供する施設をいう。）

附則第十二条の三第一項第一号トからルまでを削り、同項第二号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホからトまでをハからホまでとし、同項第三号ハを次のように改める。

ハ スパ施設（浴場施設であつて、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下このハにおいて「沖縄」という。）の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・瘦身<sup>そう</sup>効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他手

技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。）

附則第十二条の三第三項中「附則第十六条の二の八第五項」を「附則第十六条の二の八第六項」に改める。

附則第十七条第一項中「法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は」を削り、「若しくは第十八項において」を「又は第十八項において」に改める。

附則第十九条第一項中「第十三項第一号」を「第十項第一号」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第一項を同条とする。

附則第三十一条を削る。

第三号様式別表裏面中「令和3年まで」の次に「（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）」を加え、「総所得金額の」を「総所得金額等の」に改める。

第五号の四様式裏面中

勤務先所在地

を

法人番号又は  
所在地

に、

所得の生ずる場所

を

支払者の「名称」及び  
「法人番号又は所在地」等

に改める。

第五号の九様式を次のように改める。

第五号の九様式 (別添①) 挿入

第十七号様式別表中記載要領20を記載要領21とし、記載要領19を記載要領20とし、記載要領18を記載要

領19とし、同表記載要領17中「個人番号を」を「個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を」に改め、「前には」の次に「、5人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、」を、「付し、」の次に「退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した(退)を付し、」を、「(2)個人番号」の次に「、「(退)個人番号」を加え、同表記載要領17を同表記載要領18とし、同表記載要領10から記載要領16までを「繰り上げ、同表記載要領9中「以下9」を「以下10」に改め、同表記載要領6(ロ)中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に改め、同表記載要領6(ニ)中「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に改め、同表記載要領9を同表記載要領10とし、同表記載要領8の次に次のように加える。

- 9 退職手当等（地方税法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下9及び18において同じ。）の支払を受ける配偶者（合計所得金額（同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下9において同じ。）が133万円以下であるものに限る。以下9及び18において同じ。）又は扶養親族がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国

外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

紙上での「個人番号」を記載し、特定配偶者（地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。）又は退職手当等（同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。）の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨<sup>イ</sup>「その旨を」の次に「記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に（退）と」を記入<sup>ロ</sup>。



第五十五号の五様式を次のように改める。

第五十五号の五様式 (別添②) 挿入

第五十五号の六様式を次のように改める。

第五十五号の六様式 (別添③) 挿入

第五十五号の七様式を次のように改める。

第五十五号の七様式 (別添④) 挿入

第五十六号様式及び第五十七号様式を次のように改める。

第五十六号様式及び第五十七号様式 削除

(地方税法施行規則の一部を改正する省令附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行規則の一部改正)

第二条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和二年総務省令第九十四号)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行規則の一部を次のように改正する。

第三条の第十四第一項中「第二条第一項第十二号」を「第二条第一項第十号に規定する送電事業（次項及び第六条の二第一項において「送電事業」という。）」、同法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業（次項において「配電事業」という。）、「同条第一項第十二号」に、「及び次項」を、「同条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（次項において「特定卸供給事業」という。）並びに次項及び第六条の二第一項」に改め、同条第二項中「及び特定送配電事業」を「送電事業、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業」に改める。

第四条の七第三号中「掲げる法人」の下に「及び同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第六条の二第一項中「同項第十号に規定する」を削る。

附則第二条の九第一項中「賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）」を「同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が

同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の八第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭」に改め、同条第二項中「廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）」を「同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十一第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭」に改め、同条第三項中「第四十五条の二十一の三第一項」を「第四十五条の二十一の九第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法附則第九条第二十二項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十第一項及び第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

附則第二条の九の次に次の一条を加える。

(法附則第九条第二十三項の取引)

第二条の十 法附則第九条第二十三項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則(昭和二十九年通商産業省令第十五号) 附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和二年総務省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第三条の三第一号中「含む。」又は「を」を「含む。」又は「に」、「同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項」を「同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項」に、「場合を含む。以下この号において「指定等の処分」を「場

合を含む。以下この号において「指定等の処分」に改め、同条に次のように加える。

〔新設〕

〔新設〕

同欄の地方税法施行規則第四条の六の四及び第四条の七の二中「第三十六条の三の二第三項各号」を「第三十六条の三の二第三項各号」に改め、同表改正後欄の地方税法施行規則第三条の三第一号中「含む。」又は「を」を含む。以下この号及び第三項において「提出期限の延長の処分」という。）又は「に、

「同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項又は同法第七十五条の二第十一項第二号」を「同法第八項において準用する同法第七十五条第五項」に、「場合を含む。以下この号において

「指定等の処分」を「場合又は同法第七十五条の二第十一項第二号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下この号及び第三項において「指定等の処分」に改め、同条に次の二項を加える。

2|| 通算親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。）に係る前項第一号の規定の適用については、同号中「に係る事業年度終了の日から二十二日」とあるの

は、「があつた日から七日」とする。

3|| 通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があつた場合における法人税法第七十五条の二第十一項第二号の他の通算法人に係る第一項第一号の規定の適用については、同号中「に係る事業年度終了の日から二十二日」とあるのは、「があつた日から七日」とする。

同欄の地方税法施行規則第四条の六の四及び第四条の七の二中「第三十六条の三の二第三項各号」を「第三十六条の四第三項各号」に改める。

附則第二条第一項及び第二項中「部分」の下に「（様式に関する部分を除く。）」を加え、同条第三項中「附則第三条第十九項」を「附則第三条第二十六項」に改め、同条第四項中「附則第三条第二十項」を「附則第三条第二十七項」に改め、同条第五項中「附則第三条第二十五項」を「附則第三条第三十二項」に改め、同条第六項中「附則第三条第二十六項」を「附則第三条第三十三項」に改め、同条第七項中「附則第三条第三十一項」を「附則第三条第三十八項」に改め、同条第八項中「附則第三条第三十二項」を「附則第三条第三十九項」に改め、同条第九項中「附則第五条第十九項」を「附則第五条第二十六項」に改め、同条第十項中「附則第五条第二十項」を「附則第五条第二十七項」に改め、同条第十一項中「附則

第五条第二十五項」を「附則第五条第三十二項」に改め、同条第十二項中「附則第五条第二十六項」を「附則第五条第三十三項」に改め、同条第十三項中「附則第五条第三十一項」を「附則第五条第三十八項」に改め、同条第十四項中「附則第五条第三十二項」を「附則第五条第三十九項」に改める。

附則第三条第一項及び第二項中「部分」の下に「（様式に関する部分を除く。）」を加える。

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項第十二号の次に三号を加える改正規定を削る。

附則第一条第四号中「第二十四条の三十九第一項第十二号の次に三号を加える改正規定及び」並びに附則第八条第二項の規定」を削る。

附則第八条第二項を削り、同条第一項を同条とする。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項第八号の改正規定中「を除く」を「又は」に、「限る」を「限り、」に改める。

第二条の三の二第三項の改正規定中「第二条の三の二第三項」を「第二条の三の二第三項第二号」に、「以外」を「（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）以外の」に改め、「年齢十六歳未満」の下に「の者又は退職手当等に係る所得を有する者である」を加える。

第二条の三の三第一項第二号の改正規定中「第二条の三の三第一項第二号」を「第二条の三の三第一項第三号」に改め、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を、「年齢十六歳未満の者」の下に「又は退職手当等に係る所得を有する者」を加える。

第二条の三の五第三項の改正規定中「以外」を「（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）以外の」に改め、「年齢十六歳未満」の下に「の者又は退職手当等に係る所得を有する者である」を加える。

第二条の三の六第一項第二号の改正規定中「第二条の三の六第一項第二号」を「第二条の三の六第一項第三号」に改め、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を、「年



「年齢十六歳未満の者」の下に「又は退職手当等に係る所得を有する者」を加える。

第九条の二十二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）中「これに電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書」を「二次元コード（当該通知情報の内容を記録したものであつて、機構の使用に係る電子計算機に送信することにより、当該通知情報について改変が行われていないかどうかを確認することができ、るものに限る。次項第一号において同じ。）」に改め、同改正規定（同条第四項第一号に係る部分に限る。）中「係る通知事項」の下に「及び二次元コード」を加え、同改正規定（同条第四項第二号に係る部分に限る。）中「納税義務者に係る」の下に「前項の方法により送信すべき」を加える。

第二十四条の三十九第一項第十号の改正規定を削る。

附則第三十条を削り、附則第三十一条を附則第三十条とする改正規定中「削り、附則第三十一条を附則第三十条とする」を「削る」に改める。

附則第一条ただし書中「削り、附則第三十一条を附則第三十条とする」を「削る」に改める。

第六条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第九十七号）の一部を次のように改正

する。

表改正前欄の地方税法施行規則第三条第一項の表(八)の項中「(八) 同上」を「(八) 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書及び申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書(法第五十三条第四十項及び第四十一項の届出書)」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式記載要領10及び第六号様式(その2)記載要領10中「※」を「※」に改め、同欄の地方税法施行規則第十号の五様式の次に次の三様式を加える。

第十三号様式(用紙日本産業規格A4) (第四条の四関係)

「様式 別紙六十七の二 挿入」

#### 第13号様式記載要領

- 1 この申請書は、法第72条の25第2項(法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第4項(法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を

含む。)により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

- 2 この申請書は、法第 72 条の 25 第 2 項又は第 4 項（これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により申告期限の延長を受けようとする場合においては事業年度終了の日から 45 日以内に、法第 72 条の 25 第 6 項又は第 7 項（これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には、申告書の提出期限の到来する日の 15 日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に 2 通を提出すること。ただし、2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。

[ 3 同左 ]

- 4 「申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、申告書を提出することができると認められる日を記載すること。

5 「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第 72 条の 25 第 2 項（法第 72 条の 25 第 6 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第 72 条の 25 第 4 項（法第 72 条の 25 第 7 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあつては、当該法人）が各連結事業年度の連結所得（法人税法第 2 条第 18 号の 4 に

規定する連結所得をいう。)の金額の計算を了することができない理由となつてゐる災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載すること。と。

6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、法第72条の25第4項(法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人に限る。)が記載すること。

[新設]

第十三号の二様式(用紙日本産業規格A4)(第二条・第四条の四関係)

「様式別紙六十七の四挿入」

第13号の2様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規

定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。) がある連結子法人 (同条第 12 号の 7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。) との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。) が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事 (2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事) に提出すること。

- (1) 法人税法第 75 条の 2 第 1 項 (同法第 144 条の 8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。) の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合 (同法第 75 条の 2 第 8 項 (同法第 144 条の 8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。) において準用する同法第 75 条第 5 項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。) 又は同法第 75 条の 2 第 2 項 (同法第 144 条の 8において準用する場合を含む。) の規定による同法第 75 条の 2 第 1 項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分 (同条第 8 項において準用する同法第 75 条第 5 項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「指定等の処分」という。) が

あつた場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日の属する事業年度終了の日から 22 日以内

(2) 法人税法第 75 条の 2 第 5 項 (同法第 81 条の 24 第 2 項及び第 144 条の 8) において準用する場合を含む。) の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があつた場合 当該変更の処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度 (法人税法第 15 条の 2) に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。) 終了の日から 22 日以内

(3) 法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合 (同条第 3 項において準用する同法第 75 条第 5 項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。) 又は同法第 81 条の 24 第 2 項において準用する同法第 75 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分 (同法第 81 条の 24 第 3 項において準用する同法第 75 条第 5 項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(3)において「指定等の処分」という。)

があった場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から7日以内

- (4) 連結親法人 (法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。) が同法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

[2 同左]

- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中 「令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで」  
となつてゐる箇所については、1(4)の場合には、法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

- 4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中 「事業年度分 から法人税の連  
結確定申告書」  
結確定申告書」  
となつてゐる箇所については、届出の内容によつて不要文字を抹消すること。

- 5 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなつてゐる箇所につい



ては、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。ただし、1(2)又は(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と、「下記のとおり指定があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定があった」と、「指定が取り消された」とあるのは「連結親法人について指定が取り消された」と読み替えて該当する□にレ印を付すこと。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 定款等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2

月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長を申請する場合 ((2))に掲げる場合を除く。) 当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで

[新設]

(2) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。以下この記載要領において同じ。）の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない常況にあるため、申告書の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

- (3) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 ((4)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

[新設]

- (4) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

- (5) 当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

[新設]

- (6) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

- (7) (3)又は(5)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで
- (8) (4)又は(6)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から

45日以内

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の1は、申請の内容に応じていずれか該当する□に印を付すこと。この場合において、指定を受けた場合には、延長期間の月数を

「（ ）月間」内に、指定の取消しを受け、申告書の提出期限の延長期間を1月間（連結申告法人にあつては2月間）としたい場合には、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前（ ）月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたい場合には、変更する前の延長期間を「変更前（ ）月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後（ ）月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号に係る場合は、（ ）内には「2」から「4」まで（連結申告法人にあつては「3」又は「4」）の数字を記載すること。

8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の2は、6(1)から(8)までに掲げる事由が生じたこととなった理由を簡明に記載すること。

[9・10 同左]

11 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

(1) 1(2)及び(3)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

[(2) 同左]

(3) 6の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長又は同項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人 (連結子法人に限る。)

第十四号様式 (用紙日本産業規格A4) (第二条・第四条の四関係)

「様式別紙六十七の六挿入」

#### 第14号様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人 ((1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係 (法人税法第2条第12号の7の7)に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。) がある連結子法人 (同条第12号の7)に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。) 並びに(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。) が記載し、それぞれ次に定める日までに

、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

- (1) 法人税法第 75 条の 2 第 5 項（同法第 81 条の 24 第 2 項及び第 144 条の 8）において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分について取消しの処分があつた場合 当該取消しの処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第 15 条の 2）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から 22 日以内
- (2) 法人税法第 75 条の 2 第 7 項（同法第 81 条の 24 第 2 項及び第 144 条の 8）において準用する場合を含む。）の規定により同法第 75 条の 2 第 7 項の届出書を提出した場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から 22 日以内

[新設]

[2 同左]

- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 「事業年度分から法人税連結事業年度分」

確定申告書  
の連結確定申告書」となつている箇所については、届出の内容によつて不要文字を抹消すること。

4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 「その延長の処分が取り消された」となつている箇所については、届出の内容によつて不要文字を抹消すること。ただし、1(1)

「その延長の処分が取り消された」となつている箇所については、届出の内容によつて不要文字を抹消すること。ただし、1(1)の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は



事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

[6 同左]

7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

- (1) 1 (1)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1 (2)の場合 当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

[新設]

(3) 5の場合 法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）

同欄の地方税法施行規則第二十号様式記載要領10中「を記載し」を「を記載し」に改め、表改正後欄の地方税法施行規則第三条第一項の表(八)の項中「(八) 略」を「(八) 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書及び申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（法第五十三條第六十一項の届出書）」に改

め、同欄の地方税法施行規則第六号様式記載要領11及び第六号様式（その2）記載要領11中「を記載し」を「（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し」に改め、「法人税額、」の次に「法人税の甲号書（別表1）の「」を、「加算額」の次に「」の欄の金額（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）」を加え、同欄の地方税法施行規則第六号様式別表一を次のように改める。

第六号様式別表一（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

「様式 別紙九 挿入」

同欄の地方税法施行規則第六号様式別表二の四を次のように改める。

第六号様式別表二の四（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

「様式 別紙十七 挿入」

同欄の地方税法施行規則第六号様式別表六を次のように改める。

第六号様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

「様式 別紙二十八 挿入」

〔第6号様式別表6記載要領 略〕

同欄の地方税法施行規則第六号の三様式を次のように改める。

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式 別紙四十二 挿入〕

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式 別紙四十四 挿入〕

第6号の3様式記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

[2～6 略]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第 23 条第 1 項第 4 号の 2 ロ若しくはハ（政令第 6 条の 24 第 2 号又は第 3 号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和 2 年旧法」という。）第 23 条第 1 項第 4 号の 5 ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令第 6 条の 25 第 2 号又は第 3 号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

8 「予定申告税額」
$$\left[ \begin{array}{l} \text{①} \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \\ \text{②} \end{array} \right]$$
の欄は、当該事業年度開始の日から法第 53 条第 1 項又は第 2 項に規定する 6 月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とする。）が 6 以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

9 「所得割額」
$$\left[ \begin{array}{l} \text{⑫} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \\ \text{⑳} \end{array} \right]$$
から「収入割額」
$$\left[ \begin{array}{l} \text{⑮} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \\ \text{㉓} \end{array} \right]$$
まで及び「特別法人事業税額」
$$\left[ \begin{array}{l} \text{㉒} \times \frac{6}{6} \\ \text{㉕} \end{array} \right]$$
の各欄は、当該事業年度開始の日から法第 72 条

「前事業年度の月数」

の 26 第 1 項に規定する 6 月経過日の前日までの期間の月数 (暦に従い計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とする。) が 6 以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

10 法第 72 条の 48 第 2 項ただし書又は令和 2 年旧法第 72 条の 48 第 2 項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあつては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によつて算出した第 10 号様式を添付すること。

11 「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額<sup>⑫</sup>」の欄は、法第 15 条の 4 第 1 項又は令和 2 年旧法第 15 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合において、第 1 号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

12 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人 (同条第 12 号の 6 の 7 に規定する通算親法人をいう。) の事業年度の期間を記載すること。

同欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その2）を次のように改める。

第六号の三様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式 別紙四十六 挿入〕

第六号の三様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式 略〕

第6号の3様式（その2）記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年

度をいう。)の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

[2～6 略]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第 23 条第 1 項第 4 号の 2 ロ若しくはハ、(政令第 6 条の 24 第 2 号又は第 3 号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律 第 5 号) 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法 (以下この記載要領において「令和 2 年旧法」という。)第 23 条第 1 項第 4 号の 5 ロ、ハ若しくはホ (地方税法施行令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 264 号) による改正前の政令第 6 条の 25 第 2 号又は第 3 号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

8 「予定申告税額」
$$\left[ \begin{array}{l} \text{①} \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \\ \text{②} \end{array} \right]$$
の欄は、当該事業年度開始の日から法第 53 条第 1 項又は第 2 項に規定する 6 月経過日の前日までの期間の月数 (暦に従い計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とする。)が 6 以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

9 「所得割額」 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$  ⑨ から 「収入割額」 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$  ⑩ まで及び「特別法人事業税額」 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$  ⑪ の各欄は、当該事業年度開始の日から法第 72 条の 26 第 1 項に規定する 6 月経過日の前日までの期間の月数 (暦に従い計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とする。) が 6 以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

10 法第 72 条の 48 第 2 項ただし書又は令和 2 年旧法第 72 条の 48 第 2 項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあつては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によつて算出した第 10 号様式を添付すること。

11 「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額⑫」の欄は、法第 15 条の 4 第 1 項又は令和 2 年旧法第 15 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合において、第 1 号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

12 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する通算子法人が、



当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第 12 号の 6 の 7 に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。

同欄の地方税法施行規則第十号の五様式の次に次の三様式を加える。

第十三号様式（用紙日本産業規格 A 4）（第四条の四関係）

「様式 別紙六十七の三 挿入」

#### 第 13 号様式記載要領

- 1 この申請書は、法第 72 条の 25 第 2 項（法第 72 条の 25 第 6 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 4 項（法第 72 条の 25 第 7 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和 2 年旧法」という。）第 72 条の 25 第 4 項（令和 2 年旧法第 72 条の 25 第 7 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることと

される場合を含む。)により確定申告書 (法第 72 条の 25 第 1 項、第 72 条の 28 第 1 項又は第 72 条の 29 第 1 項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。)の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

- 2 この申請書は、法第 72 条の 25 第 2 項若しくは第 4 項 (これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。)又は令和 2 年旧法第 72 条の 25 第 4 項 (令和 2 年旧法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から 45 日以内に、法第 72 条の 25 第 6 項若しくは第 7 項 (これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。)又は令和 2 年旧法第 72 条の 25 第 7 項 (令和 2 年旧法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の 15 日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に 2 通を提出すること。ただし、2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所 (外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業

の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。

[3 略]

4 「確定申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、確定申告書を提出することができると思われる日を記載すること。

5 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由 又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までの提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第 72 条の 25 第 2 項（法第 72 条の 25 第 6 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、法第 72 条の 25 第 4 項（法第 72 条の 25 第 7 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する通算完全支配関係をいう。）がある通算

法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。）及び法人税の額の計算を了することができない理由となつている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、令和2年旧法第72条の25第4項（令和2年旧法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由と

なっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（令和2年旧法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）がこの申請書を提出する場合には、「決算が確定しない」とあるのは「連結親法人の決算が確定しない」と、「損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」とあるのは「連結親法人が連結所得の金額」と、「並びに」とあるのは「及び」と読み替えて記載すること。

6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、法第

72 条の 25 第 4 項 (法第 72 条の 25 第 7 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。) 又は令和 2 年旧法第 72 条の 25 第 4 項 (令和 2 年旧法第 72 条の 25 第 7 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する法人 (法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する通算子法人又は連結子法人に限る。) が記載すること。なお、連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

2 連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「法人税に係る申告期限の延長申請書」の欄中「法人税法第 75 条第 1 項」とあるのは、「令和 2 年旧法人税法第 81 条の 23 第 1 項」と読み替えて記載すること。

第十三号の二様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第二条・第四条の四関係)

「様式 別紙六十七の五 挿入」

第 13 号の 2 様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人

(2) 及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係 (所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)を含む。)が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事)に提出すること。

- (1) 法人税法第75条の2第1項若しくは令和2年旧法人税法第75条の2第1項(これらの規定を法人税法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合 (法人税法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))において準用する同法第

75 条第 5 項又は同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「提出期限の延長の処分」という。)又は法人税法第 75 条の 2 第 2 項若しくは令和 2 年旧法人税法第 75 条の 2 第 2 項（これらの規定を法人税法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定による法人税法第 75 条の 2 第 1 項各号若しくは令和 2 年旧法人税法第 75 条の 2 第 1 項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（法人税法第 75 条の 2 第 8 項において準用する同法第 75 条第 5 項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合又は同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「指定等の処分」という。)があつた場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日の属する事業年度終了の日から 22 日以内（通算親法人（法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する通算親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があつた場合における法人税法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の他の通算法人にあつては、当該提出期限の延長の処分又は当



該指定等の処分があった日から7日以内)

- (2) 法人税法第75条の2第5項(令和2年旧法人税法第81条の24第2項及び法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。以下この記載要領において同じ。)の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合(法人税法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があったものとみなされた場合を含む。) 当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(令和2年旧法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

- (3) 令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合(同条第3項において準用する法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。)又は令和2年旧法人税法第81条の24第2項において準用する令和2年旧法人税法第75条の2第2項の規定による同条第1項各号の指定、これらの指

定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（令和2年旧法人税法第81条の24第3項において準用する法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(3)において「指定等の処分」という。）があつた場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日から7日以内

(4) 連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、令和2年旧法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により令和2年旧法人税法第4条の2の承認があつたものとみなされた場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

[2 略]

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中 「令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで」  
となつている箇所については、1(4)の場合には、令和2年旧法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により令和2年旧法人税法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度

を記載すること。

4 連結親法人及び連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中「事業年度の所得」とあるのは「連結事業年度の連結所得」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えて記載すること。

5 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に応じていずれか該当する□にシ印を付すこと。ただし、1(2)又は(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と、「下記のとおり指定があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定があった」と、「指定が取り消された」とあるのは「連結親法人について指定が取り消された」と、1(4)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長又は指定があった」とみなされた」とあるのは「下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納

めることとなった」と読み替えて該当する□にレ印を付すこと。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 定款等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書（法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合（(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで

(2) 当該法人（通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に限る。）若しくは当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第2条

第 12 号の 7 の 7 に規定する通算完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から 2 月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第 2 条第 19 号に規定する欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び法人税の額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から 2 月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から 45 日以内

(3) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。以下この記載要領において同じ。）の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（令和 2 年旧法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結法

人をいう。以下この記載要領において同じ。) に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の各連結事業年度 (令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。) の決算についての定時総会が招集されない常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得 (令和2年旧法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。以下この記載要領において同じ。) の金額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(4) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 ((5) 及び(6)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

(5) 当該法人 (通算法人に限る。) 又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が会計監

査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

- (6) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内
- (7) 当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 ((8)及び(9)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

- (8) 当該法人(通算法人に限る。) 又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該各事業年度の決算についての定時

総会が招集されない常況にあること、当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

- (9) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内



(10) (4)又は(7)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで

(11) (5)、(6)、(8)又は(9)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の1は、申請の内容に忠じていざれか該当する□にレ印を付すこと。この場合において、指定を受けたいときは、延長期間の月数を

「( ) 月間」内に、指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間 (通算法人及び連結申告法人 (令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)) にあつては、2月間) としていときは、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前 ( ) 月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたいときは、変更する前の延長期間を「変更前 ( ) 月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後 ( ) 月間」内に記入する

こと。なお、法第72条の25第3項第1号若しくは第5項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の25第5項第1号に掲げる場合には、（ ）内は「2」から「4」まで（通算法人及び連結申告法人にあつては、「3」又は「4」）の数字を記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算法人」とあるのは、「連結申告法人」と読み替えて記載すること。

- 8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の2は、6(1)から(11)までに掲げる事由が生じることとなつた理由を簡明に記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算法人に」とあるのは「連結申告法人に」と、「当該各事業年度（他の通算法人の各事業年度を含む。）」とあるのは「連結親法人の各事業年度」と、「通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」とあるのは「連結親法人が各連結事業年度の連結所得の金額」と読み替えて記載すること。

[ 9 ・ 10 略 ]

11 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。なお、連結子法人がこの届出書又は申請書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

(1) 1 (1)、(2)及び(3)の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

[ (2) 略 ]

(3) 6の場合 法第72条の25第5項若しくは令和2年旧法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長又は法第72条の25第5項各号若しくは令和2年旧法第72条の25第5項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人（通算子法人又は連結子法人に限る。）

第十四号様式（用紙日本産業規格 A4）（第二条・第四条の四関係）

「様式 別紙六十の七 挿入」

第 14 号様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和 2 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和 2 年旧法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出する

こと。

- (1) 法人税法第 75 条の 2 第 5 項 （令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 2 項及び法人税法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書（令和 2 年旧法人税法第 2 条第 32 号に規定する連結確定申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合（法人税法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があったものとみなされた場合を含む。） 当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度 （令和 2 年旧法人税法第 15 条の 2 に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。） 終了の日から 22 日以内
- (2) 法人税法第 75 条の 2 第 7 項 （令和 2 年旧法人税法第 81 条の 24 第 2 項及び法人税法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により同法第 75 条の 2 第 7 項の届出書を提出した場合（同条第 11 項第 4 号の規定により同条第 7 項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。） 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から 22 日以内

(3) 法人税法第75条の2第11項第5号又は第6号の規定による申告書の提出期限の延長の処分の失効があつた場合 当該失効があつた日の属する事業年度終了の日から22日以内

[2 略]

3 連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。）及び連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「事業年度の所得」とあるのは「連結事業年度の連結所得」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えて記載すること。

「その延長の処分が取り消さ

4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 その適用を受けることをやめた その延長の処分が失効 された

めたと なっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、1(1) した

の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、

「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

- 5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の25第5項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により確定申告書（法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。）の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事

業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設所在地の道府県知事) に提出すること。

[6 略]

7 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。なお、連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

(1) 1 (1) の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人 (法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。) 又は当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

(2) 1 (2) の場合 当該届出書を提出したものとみなされた通算子法人又は当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

(3) 1 (3) の場合 当該失列があつた通算子法人又は通算子法人であつた法人

(4) 5 の場合 法第72条の25第5項又は令和2年旧法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人 (通算子法人又は連結子法人に限る。)



同欄の地方税法施行規則第二十号様式記載要領11中「を記載し」を「(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し」と改め、「法人税額、」の次に「法人税の申告書(別表1)の「」を、「加算額」の次に「」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)」を加え、同欄の地方税法施行規則第二十号様式別表一を次のように改める。

第二十号様式別表一(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第十条関係)

「様式 別紙七十二 挿入」

同欄の地方税法施行規則第二十号様式別表二の四を次のように改める。

第二十号様式別表二の四(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

「様式 別紙八十 挿入」

同欄の地方税法施行規則第二十号の三様式を次のように改める。

第二十号の三様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・草色)(第十条関係)

「様式 別紙九十一 挿入」

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十条関係）

「様式 別紙九十三 挿入」

第20号の3様式記載要領

1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

[2～6 略]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第292条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要

額において「令和2年旧政令」という。)第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25  
第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

8 「予定申告税額  $\left[ \begin{array}{l} \text{①} \times \frac{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}{6} \\ \text{②} \end{array} \right]$  の欄は、当該事業年度開始の日  
から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従い計算  
し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。)が6以外である場合には、分子の「6」を  
当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

9 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、  
当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第12号の6の7に規定する通算親  
法人をいう。)の事業年度の期間を記載すること。

10 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧  
法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代え  
ようとする法人が記載すること。

附則第二条第一項中「次項及び」を「以下この条及び」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中

「（次項において「連結子法人」という。）」及び「次項において同じ。」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 新規則第十三号の二様式及び第十四号様式は、法人が施行日以後に提出する新規則第三条第一項(八)の届出書について適用し、法人が施行日前に提出したこの省令による改正前の地方税法施行規則（次条第二項において「旧規則」という。）第三条第一項(八)の届出書については、なお従前の例による。

附則第三条中「新規則」を「次項に定めるものを除き、新規則」に、「賦課され」を「賦課され、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新規則第十三号様式、第十三号の二様式及び第十四号様式は、法人が施行日以後に提出する新規則第四条の四(一)及び二)の申請書並びに同条(三)の届出書について適用し、法人が施行日前に提出した旧規則第四条の四(一)及び二)の申請書並びに同条(三)の届出書については、なお従前の例による。

（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第七条 地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定

める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「交付」の下に「（同法第三百八十二条の四の規定による当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）」を加え、同条第二号中「証明書」の下に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の下に「（同法第三百八十二条の四の規定による当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条及び第六条の規定 公布の日
- 二 第一条中地方税法施行規則第二条の二第四項の改正規定（同項ただし書中「第百九十五条第四項」の下に「第百九十五条の二第二項」を加える部分を除く。）、同条第五項ただし書の改正規定、同令第二条の三の改正規定（同条第四項の改正規定（「前項第九号」を「第二項第九号」に改める部分に限

る。）及び第四号に掲げる改正規定を除く。）、同令第二条の三の二の改正規定（同条第一項中「第二条の三の四第一号」を「第二条の三の四第一項第一号」に改める部分及び同条第四項中「第二条の三の四第二号」を「第二条の三の四第一項第二号」に改める部分を除く。）及び同令第二条の三の三から第二条の三の七までの規定の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに同令附則第三条の二の二の改正規定並びに同令第十七号様式別表記載要領の改正規定（同表記載要領9（ロ）及び（ハ）に係る部分を除く。）及び第十七号の様式別表記載要領の改正規定並びに次条第一項、第三項、第四項、第六項及び第七項の規定 令和五年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第二条の六、第三条第三項、第五条第三項、第十条第十項、第十条の二三項及び第二十四条の四十一から第二十四条の四十五までの改正規定、同条の次に九条を加える改正規定、同令第三十一条の五及び第三十一条の六の改正規定並びに同令第三十三条の次に四条を加える改正規定並びに同令附則第三条の二の十七第一項の改正規定及び同令附則第三条の二の二十第一項の改正規定（「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に改める部分を除く。） 令和五年四月一

日

四 第一条中地方税法施行規則第一条の十二の二第二項、第一条の十二の三第二項及び第二条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「附記し」を「付記し」に改める部分及び同項第十号に係る部分に限る。）、同令第二条の三の三第十項ただし書及び第二条の三の六第九項ただし書の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。）並びに同条第十項の改正規定（「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改める部分に限る。）並びに同令附則第十七条第一項及び第十九条の改正規定並びに同令第五十六号様式及び第五十七号様式の改正規定並びに次条第二項の規定 令和六年一月一日

五 第一条中地方税法施行規則附則第四条の改正規定及び附則第三条の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

六 第七条中地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令第五条第一号の改正規定及び同条第二号の改正規定（「証明書」の下に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに附則第六条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第二項（第七号の二及び第七号の三に係る部分に限る。）、第三項及び第四項の規定は、令和五年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百七十五条の二第一項に規定する申告書（法第四十五条の三第一項及び第三百七十五条の三第一項の規定により提出されたものとみなされるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を提出する場合について適用し、令和四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百七十五条の二第一項に規定する申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

2 令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百七十五条の二第一項に規定する申告書を提出した場合における第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第二条の三第二項第十号に掲げる事項については、なお従前の例による。

3 前条第二号に掲げる規定の施行の日（次項、第六項及び第七項において「二号施行日」という。）から



同条第四号に掲げる規定の施行の日（次項において「四号施行日」という。）の前日までの間に於ける新規則第二条の三の三第十一項の規定の適用については、同項中「係る扶養控除額」とあるのは「係る地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第二条の規定による改正後の地方税法第三十四条第一項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額（第二号及び第三号において「扶養控除額」という。）」と、「第二条の二第五項」とあるのは「第二条の二第四項」と、同項第二号及び第三号中「が法」とあるのは「が地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第二条の規定による改正後の地方税法」とする。

4 二号施行日から四号施行日の前日までの間における新規則第二条の三の六第十項の規定の適用については、同項中「係る扶養控除額」とあるのは「係る地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第二条の規定による改正後の地方税法第三十四条第一項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額（第二号及び第三号において「扶養控除額」という。）」と、「第二条の二第五項」とあるのは「第二条の二第四項」と、同項第二号及び第三号中「が法」とあるのは「が地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第二条の規定による改正後の地方税法」とする。

5 新規則第五号の九様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書について適用し、施行日前に提出されたこれらの規定に規定する申告書については、なお従前の例による。

6 前条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則（次項において「二号新規則」という。）第十七号様式別表は、二号施行日以後に法第三百七条の六第一項又は第三項の規定により提出するこれらの規定に規定する給与支払報告書について適用し、二号施行日前にこれらの規定により提出したこれらの規定に規定する給与支払報告書については、なお従前の例による。

7 二号新規則第十七号の二様式別表は、二号施行日以後に法第三百七条の六第四項の規定により提出する同項に規定する公的年金等支払報告書について適用し、二号施行日前に同項の規定により提出した同項に規定する公的年金等支払報告書については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法施行規則（以下この項において「五号旧規則」という。）附則第四条第四項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年

法律第 号) 附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づく五号旧規則附則第四条第四項第一号に規定する賃借権等が消滅した場合については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「同条第八項」とあるのは、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号) 附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第四条 新規則附則第六条第十一項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械設備に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第九項に規定する機械設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第十二項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十三項に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第十三項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定するごみ処理施設に対して課

すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十四項に規定するごみ処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第十四項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する一般廃棄物の最終処分場に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十五項に規定する一般廃棄物の最終処分場に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第二十四項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第二十五項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第四十一項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第四十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第七十五項の規定は、施行日以後に整備される同項第二号に規定する償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に整備された旧規則附則第六条第八十一項第二号に規定

する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

第五条 新規則第二十五条第五項(第二号口に係る部分に限る。)及び第二十七条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に保存が行われる法第七百四十八条第二項に規定する地方税関係書類(以下この項及び次項において「地方税関係書類」という。)又は法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項若しくは同条第二項に規定する書類に記載すべき事項(以下この項及び次項において「地方税関係書類等に記載すべき事項」という。)に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた地方税関係書類又は地方税関係書類等に記載すべき事項に係る電磁的記録については、なお従前の例による。

2 施行日から令和五年七月二十九日までの間に地方税関係書類又は地方税関係書類等に記載すべき事項に係る電磁的記録について保存が行われる場合における新規則第二十五条第五項の規定の適用については、同項第二号口中「業務をいう。」とあるのは、「業務をいう。」又は一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務」とする。

（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第七条の規定による改正後の地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令第五条第一号（法第三百八十二条の四に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「六号施行日」という。）以後にされる同法第二十条の十の規定による証明書の交付について適用する。

2 第七条の規定による改正後の地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令第五条第二号（法第三百八十二条の四に係る部分に限る。）の規定は、六号施行日以後にされる同法第三百八十二条の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項の改正規定中「及び次項」を「次項」に改め、「同法」に「の下に」、「次条第三項若しくは第四項、第二条の三の三第十項、第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項、第十項若しくは第十二項」を「次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第十二項」に「を加え、同項の次に一項を加える改正規定中「又は同法」を「若しくは第九項若しくは第十二項」に「を加え、同項の次に一項を加える改正規定中「又は同法」を「若しくは第十二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した」に改める。

第二条の三の改正規定を次のように改める。

第二条の三第四項中「当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る前条第五項第一号に定める書類
- 二 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る前条第

五項第二号に定める書類

三 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合 当該国外居住者に係る前条第五項第三号に定める書類

五項第三号に定める書類

第二条の三第五項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第六項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第二条の三の三第十項の改正規定中、「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に」を削る。

第二条の三の五第二項の改正規定中、「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に」を削る。

第二条の三の六第九項の改正規定中、「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に」を削り、同条第十項の改正規定中「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に、「」を削る。

附則第一条第五号中、「第二条の三の三改正規定、第二条の三の三第十項の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。）、「第二条の三の五第二項の改正規定（「第二条の二



第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改める部分に限る。）及び第二条の三の六の改正規定（同条第九項中「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分及び同条第十項中「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改める部分に限る。）を「及び第二条の三の改正規定」に改める。